平成２８年（フ）第２８号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目２－４プレアール俊徳道205号室、破産手続開始決定時の住所大阪府泉佐野市南中岡本71番地の３
破産者　鵜瀬　　弘
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
広島県大竹市南栄２丁目12番12号フルリール南栄Ⅱ202号、開始決定時大阪府泉佐野市上瓦屋796番地の１（103）
破産者　後藤　輝成
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
大阪府泉大津市要池住宅８番1403号
破産者　川口　宏美
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
横浜市鶴見区矢向３丁目７番33号　仕立屋荘21、開始決定時の住所奈良県北葛城郡広陵町大字疋相251番地４
破産者　Ｈａｉｒ＆Ｎａｉｌ　Ｓ３こと桧垣知秀こと　檜垣　知秀
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
東京都目黒区下目黒２丁目21－26　スカイコート目黒壱番館403号室、開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字味間258番地
破産者　澤田　昌弘
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
奈良県橿原市中曽司町407番地の６、前住所奈良県宇陀市榛原天満台西４丁目１番の16
破産者　吉川　　信
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
奈良県磯城郡川西町大字結崎1320番地　サニーコート観世Ａ203号、前住所奈良県生駒郡平群町竜田川３丁目１番８号　ローズ椿井104号
破産者　小玉　康弘
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０２８号
北海道石狩郡当別町弥生51番地37　鶴羽アパート２階右
破産者　阿部正扶美
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９４号
札幌市中央区南11条西７丁目２番７号　ワイズパーク302号室、住民票上の住所札幌市中央区南10条西１丁目１番52―801号
破産者　金　　喜敬
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
岩手県二戸郡一戸町高善寺字野田110番地２
破産者　平野　孝吉
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第１０号
岩手県二戸市浄法寺町里代35番地
破産者　齊藤　正行
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第２６７号
埼玉県上尾市大字上1125番地３　サンピアＫＡＴＯＨ204
破産者　古立　真一
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
さいたま市見沼区深作１丁目３番地２
破産者　向川　圭子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
川崎市幸区小倉３丁目３番１号　吉澤テラスハウス　２
破産者　前田　栄一
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
川崎市高津区下作延２丁目26番１号　恵楽園
破産者　成田　圭佑
成年後見人　社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８号
新潟県佐渡市長江1135番地
破産者　藤田　一雄
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第２５７号
岐阜市栄新町２丁目72番地２　コーポ吉祥２Ｄ、開始決定時の住所岐阜市則武中２丁目７番２号
破産者　増岡　幸二
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７０号
静岡市駿河区中田２丁目７番20号　フォーレストヒルズ202、旧住所静岡市駿河区中田１丁目５番17号　イ・ムーブルパレス302号
破産者　岡　　邦彦
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部